

令和5年広審第25号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a 1
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）

受 審 人 a 2
職 名 A一等航海士
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。
受審人 a 1 を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年3月13日17時23分半少し過ぎ
大島瀬戸

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総トン数 499トン
全 長 64.76メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 735キロワット

3 事実の経過

(1) 大島瀬戸

大島瀬戸は、山口県柳井市と同県屋代島との間にある最狭部の幅が約800メートルの瀬戸で、海上交通安全法第25条第1項に基づく指定経路が設けられ、総トン数5トン以上の船舶が同瀬戸を航行する際は、同経路によらなければならなかった。

大島瀬戸西口には、沖ノ離岩、大鼓岩及び大磯等の岩礁からなる戒善寺礁が存在し、同礁北部に北方位標識の戒善寺礁灯浮標が、同礁中央部に大磯灯台がそれぞれ設置されていて、同瀬戸を通航する際は、戒善寺礁灯浮標の北方海域を航行するようになっていた。

(2) 関係者の経歴等

ア a1受審人

a1受審人は、（一部省略）Aでの船長経験が約1か月間であった。

イ a2受審人

a2受審人は、（一部省略）Aでの経験が約3年間であった。

そして、a2受審人は、大島瀬戸を数回通航した経験があったものの、すべて西航のみの経験で、東航するのは今航海が初めてであり、戒善寺礁や戒善寺礁灯浮標について詳しく承知していなかった。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、平成13年9月に進水した船尾船橋型鋼製貨物船で、操舵

室前部中央に操舵スタンドを、同部右舷側に機関制御盤を、同部左舷側に1号レーダー、2号レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備え、a1及びa2両受審人ほか3人が乗り組み、エチレングリコール500トン及びジエチレングリコール200トンを積載し、船首2.5メートル船尾4.3メートルの喫水をもって、令和5年3月13日10時05分関門港を発し、大島瀬戸経由で広島港に向かった。

ところで、a1受審人は、船橋当直を自身、a2受審人及び二等航海士による単独4時間交替の3直制としていたほか、狭い水道通航時には在橋して操船指揮を執っていた。

a2受審人は、関門港を発航するに当たり、戒善寺礁や戒善寺礁灯浮標について詳しく承知していなかったが、同灯浮標を左舷側に見て近くを通れば無難に航行できるものと思い、海図やGPSプロッターで浅所を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a2受審人は、15時00分山口県祝島西方沖合で前直の二等航海士から船橋当直を引き継ぎ、2号レーダー及びGPSプロッターを作動させ、単独で操船に当たり、17時16分半少し過ぎ大磯灯台から253度（真方位、以下同じ。）1.2海里の地点で、針路を大島大橋に向く068度に定めて自動操舵とし、9.9ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a1受審人は、17時18分半少し過ぎ大磯灯台から255度1,700メートルの地点で、大島瀬戸西口に達したが、a2受審人は同瀬戸の通航経験があったので、同受審人に操船を任せても無難に航行できるものと思い、自ら操船指揮を執ることなく、昇橋したものの、操舵室左舷側後部の海図台で書類整理を行った。

こうして、a2受審人は、沖ノ離岩に向首続航し、17時23分

半少し過ぎ大磯灯台から314度220メートルの地点において、
Aは、原針路及び原速力のまま、沖ノ離岩に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、Aは、船底外板に亀裂及び擦過傷等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、広島港に向けて関門港を発航する際、水路調査が不十分で、大島瀬戸において、沖ノ離岩に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が自ら操船指揮を執らなかったことと、操船に当たっていた一等航海士が水路調査を十分に行わなかったこととによるものである。

a 2 受審人は、広島港に向けて関門港を発航する場合、戒善寺礁や戒善寺礁灯浮標について詳しく承知していなかったのだから、海図やGPSプロッターで浅所を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、戒善寺礁灯浮標を左舷側に見て近くを通れば無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、沖ノ離岩に向首進行して乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

a 1 受審人は、大島瀬戸を航行する場合、自ら操船指揮を執るべき注意義務があった。しかるに、同人は、a 2 受審人は同瀬戸の通航経験が

あったので、同受審人に操船を任せても無難に航行できるものと思い、自ら操船指揮を執らなかった職務上の過失により、操船を任せた a 2 受審人が沖ノ離岩に向首進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 3 月 7 日

広島地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也